

架空請求ハガキに注意！

このハガキは架空請求です！  
左記のようなハガキについての相談が多数寄せられています

差出人は「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」  
「法務省管轄支局 民間訴訟告知管理センター」  
「法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター」  
「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」  
「法務省管轄支局 ウェブサイトから抜粋」  
関係がありませんと記載されていますが、これらと法務省は一切  
ハガキに記載されていない電話番号に絶対に電話しないでください  
！

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方のりようされていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)■■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証明書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日 平成30年5月××日**

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関2丁目1番×号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-△△△△  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

### ★注目情報★

医療広告規制、ウェブサイとも対象に

6月1日、改正医療法が施行されました。これまでの医療法の  
の広告規制ではウェブサイは対象外でした。美容医療サイ  
ビスも含め医療機関のウェブサイト、メルマガ等についでも広  
告規制が課されます。治療内容や費用、主なりスクや副作用に  
関する詳細な説明のない治療前後の写真や、治療の内容・効果  
に関する体験談の掲載は禁止されません。問題のある広告を掲載  
しているクリニックとは契約しないようにしなう。